

令和5年3月

定例教育委員会会議

会議録

令和5年3月28日開催

会 議 録

開催日時	令和5年3月28日(火)	午後2時00分 午後4時30分	開会 閉会																												
場 所	旭川市教育委員会 会議室																														
出席者	教育長及び委員	教育長 野崎 幸宏, <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣, 委員 近藤 美保 委員 山崎 與吉, 委員 坂田 葉子																													
	事務局	説明員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">学校教育部長</td> <td>品田 幸利</td> <td style="width: 50%;">社会教育部長</td> <td>高田 敏和</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>石原 伸広</td> <td>社会教育部次長</td> <td>谷口 敦哉</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>辻並 浩樹</td> <td>社会教育部次長</td> <td>岩崎 昌美</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>眞田 眞</td> <td>文化振興課長</td> <td>高桑 和寿</td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長</td> <td>佐藤 文泰</td> <td>社会教育課主幹</td> <td>小島 紀行</td> </tr> <tr> <td>教育政策課主幹</td> <td>工藤 秀敏</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育指導課主幹</td> <td>末木 良典</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	学校教育部長	品田 幸利	社会教育部長	高田 敏和	学校教育部次長	石原 伸広	社会教育部次長	谷口 敦哉	学校教育部次長	辻並 浩樹	社会教育部次長	岩崎 昌美	学校教育部次長	眞田 眞	文化振興課長	高桑 和寿	教職員担当課長	佐藤 文泰	社会教育課主幹	小島 紀行	教育政策課主幹	工藤 秀敏			教育指導課主幹	末木 良典		
		学校教育部長	品田 幸利	社会教育部長	高田 敏和																										
学校教育部次長	石原 伸広	社会教育部次長	谷口 敦哉																												
学校教育部次長	辻並 浩樹	社会教育部次長	岩崎 昌美																												
学校教育部次長	眞田 眞	文化振興課長	高桑 和寿																												
教職員担当課長	佐藤 文泰	社会教育課主幹	小島 紀行																												
教育政策課主幹	工藤 秀敏																														
教育指導課主幹	末木 良典																														
事務局員	教育政策課 同	朝倉 裕幸 宮嶋 健吏																													
傍聴者	0人																														
公開・非公開の別	一部非公開																														
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第2号 中原悌二郎賞選考委員の委嘱について ・議案第3号 旭川市社会教育基本計画の改定について ・議案第4号 旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について ・議案第5号 旭川市教育委員会の所管に係る個人情報保護に関する法律施行細則の制定について ・議案第6号 旭川市教育委員会の所管に係る旭川市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則の制定について ・報告第1号 学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について ・報告第2号 中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・報告第4号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第5号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 旭川市議会経済文教常任委員会の報告について (2) 令和5年度旭川市確かな学力育成プランの策定について 																														

- (3) 令和6年旭川市20歳を祝うつどいの開催について
- (4) 第6回井上靖記念文化賞受賞者の決定について
- (5) (仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案に対する意見提出手続の結果について

6 その他

7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和5年3月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、近藤委員、坂田委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和4年12月定例教育委員会会議（令和4年12月22日開催）及び令和5年1月第1回臨時教育委員会会議（令和5年1月8日開催）については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>ありません。</p> <p>御意見がありませんので、これらを、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和4年12月定例教育委員会会議及び令和5年1月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>なお、令和5年1月定例会及び2月定例会の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するということがよろしいですか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和5年1月定例会及び2月定例会の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第2号「中原悌二郎賞選考委員の委嘱について」、報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（5）「（仮称）旭川市いじめ防止条例骨子案に対する意見提出手続の結果について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第2号、報告第1号、報告第2号、報告第3号、報告第4号、報告第5号及び報告事項（5）については、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
石原学校教育部次長	<p>議案第1号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p> <p>本件につきましては、2つの改正内容がございます。</p>

教 各 教	育 委 育	長 員 長	<p>1つ目といたしまして、限られた人員で事務の平準化を図り、円滑かつ機動的に対応することを目的とし、学校教育部の組織改編を行うものであります。組織改編の内容といたしましては、学務課教職員担当課長が担当する事務について、教職員課を新設し、同課をスタッフ制といたします。また、学務課に学校ICT担当課長を置き、担当する事務を明記するものでございます。組織改編に伴う、令和5年度からの学校教育部の組織体制につきましては、資料のとおりでございます。</p>
			<p>なお、規則改正は伴いませんが、学校教育部内にいじめ対策に専属的に取り組む、いじめ対策担当を新たに設置し、組織体制の強化を図り、市長部局のいじめ防止対策推進部と共に構成するいじめ対策チームにおいて、いじめ対策の推進を図ります。</p>
各 教	委 育	員 長	<p>次に、2つ目といたしまして、旭川市立旭川第1小学校を廃止することに伴い、同校に併設されている東旭川公民館米原分館を廃止することから、本規則第2条第2項に定められている第3種施設から同分館を削除しようとするものでございます。</p>
			<p>なお、施行日は、いずれも令和5年4月1日としております。 本案について、御意見、御質問等はありませんか。 ありません。 それでは、議案第1号「旭川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
社会教育課主幹			<p>異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第1号については、原案どおり決定します。 次に、議案第3号「旭川市社会教育基本計画の改定について」、説明願います。</p>
			<p>本件につきましては、令和4年11月定例教育委員会会議で、素案を提示し、御意見をいただきました。 昨年12月20日に、社会教育委員議長、副議長等より、専門的な知見から、「アンケート等による多面的な現状把握が必要」、「中間見直しを6年後の計画づくりに直結させることが必要」、「アウトカム評価は、基本理念に対する市民や利用者の変容でよい」などの意見をいただきました。 その後、社会教育部各課・施設で実施している事業について、整理し、新たに追加する指標の具体案をまとめ、改定版（案）を作成しました。 それでは、改定版（案）の主な変更点につきまして、説明いたします。 まず、社会教育基本計画の位置付けについてですが、各施策等の方針や社会教育基本計画については、目指す姿を追記し、つながりがわかるように変更しております。 次に、期間ですが、平成31年以降を令和に変更しております。また、国の主な動向について、平成25年以降を追加しました。 次に、「(2) 中間見直し」についてですが、中間見直しを行う背景、その内容について新たに記載しています。「(3) 見直しの方向性」についてですが、まず、基本理念・基本目標については、変更しておりません。次に、基本理念に応じ、目指す姿を明確に記載しております。次に、成果目標に「どのような状況を目指したいのか」を明確にし、点検・評価との整合性を図ります。次に、点検・評価については、成果目標の達成状況を客観的に見取るため、利用者数や参加者数など、行政の取組を見取る「活動指標」、事業の結果を通じて生じる人々の意識や行動の変化を見取る「成果指標」、更に成果指標では、事業終了時の参加者等の意識の変容を見取る「参加者・利用者の意識」と市民の現状を把握する「市民の意識や行動」を指標として設定します。なお、現行の指標については、目標値を、計画期間の終期となる令和9年度まで設定しておりますので、活動指標又は成果指標に取り組みます。また、新たに追加した指標については、現状把握</p>

が不十分であることから、令和9年度までの目標値を設定せず、毎年度実施する点検・評価において、次年度の目標値を設定することとし、各課・施設ごとではなく、社会教育部全体として点検・評価を行います。なお、それに関わる各課・施設の状況については、資料編に表記しております。

次に、点検・評価方法の改善について、追加しました。指標につきましては、先ほど説明したとおりですが、事業終了後に、参加者等に行う「事業後アンケート」、隔年で実施している「旭川市民アンケート調査」、新たに設定し毎年実施する「市政モニターアンケート調査」で、参加者や利用者の変容、市民の意識を把握します。

なお、事業後アンケートですが、まずは、全ての参加者や利用者に行うのではなく、抽出で実施し、6年後の次期計画につなげていきたいと考えております。

次に、成果目標については、「市民が〇〇できるように、行政が◇◇に取り組む」と変更しております。基本施策及び主な取組につきましては、成果目標との整合性や他の施策との関連などから文言を修正しております。

なお、成果目標についてですが、大項目を「施設等の利用者及び事業参加者について」と「市民の意識について」、中項目を「活動指標」と「成果指標」、小項目を成果目標の行政の取組を分割した項目と設定しています。

現行指標につきましては、令和3年度の実績値を記入しております。なお、コロナ禍等により実施できていない項目については横棒で記入しています。また、新たに位置付けた事業の課・施設名を追加しました。

新たに追加した指標につきましては、項目のみを記入しております。

成果指標についてですが、素案では、行政の取組ごとにそれぞれ設定しておりましたが、社会教育委員から、「各目標に一つでも良いのでは」との意見をいただきましたので、人々の変容については、行政の取組ごとに見取るのではなく、基本理念に応じた「目指す姿」を達成できているかを、各目標につき、1から2項目で見取ることとしました。

次に、デジタル社会に対応するために、デジタルデバイドの解消が求められていることから、主な取組1-1-1に「デジタルデバイドの解消及びデジタルリテラシーの向上を図る学習の促進」を追加しました。

次に、基本施策2-1の基本的な考え方について、現在求められているオンラインやオンデマンドなどの新しい技術を活用した新たな学び方について記載しました。

次に、主な取組3-2-1について、地域との連携は、青少年にこだわる必要はないため、「青少年育成」は、基本目標1の「ライフステージに対応した学習」に移行し、地域学校協働活動の観点から今後の施策事業を整理しました。

次に、「第4章 現状と課題」については、各重点項目に、対応する基本施策を記入しています。

重点項目3の施策の方向5として「身近で気軽な生涯スポーツと地域の特徴を生かしたスポーツの振興」がありましたが、旭川市は、スポーツについては、スポーツ課が所管していますので、削除しました。また、「重点項目7 デジタルデバイドの解消を図るための学習の促進」を追加しました。

次に、資料編についてですが、目標と指標の一覧及び追加した指標の詳細を記載し、見直し時の社会教育委員一覧及び見直し時の経過を追加しています。

本案について、御意見、御質問等がありますか。

各指標について、より細分化されているところですが、評価というのは、数字が万能ではないということを心に留めておく必要があると思います。参加者数が増えたから良いということではなく、参加者がどう思ったかと

教 育 長
本 田 委 員

		<p>ということが最終的な評価となりますので、そこは注意するべきだと思います。定めた指標に照らして、数字だけではなく、参加者の意欲が高まったことが伺えるなど、そのような表記とすることができれば、より良いと思います。仮に数字が下がったとしても、参加した市民の満足度が高かったという場合も、良い評価になると思います。</p>
教 育 長	委員	他に御意見、御質問等がありますか。
各 教 育 長	委員	ありません。
各 教 育 長	委員	それでは、議案第3号「旭川市社会教育基本計画の改定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 教 育 長	委員	異議ありません。
各 教 育 長	委員	「異議なし。」と認め、議案第3号については、原案どおり決定します。
石原学校教育部次長		次に、議案第4号「旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明願います。
石原学校教育部次長		定年引上げに伴う再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入により、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、「再任用短時間勤務職員」が「定年前再任用短時間勤務職員」に改められたことから、当該規定にあります同じ文言を同様に改めるものであります。
教 育 長	委員	施行日につきましては、令和5年4月1日としております。
近 藤 委員		本案について、御意見、御質問等がありますか。
石原学校教育部次長		改正に伴い、職員の勤務内容などは変わるのででしょうか。
石原学校教育部次長		今まで、再任用職員は、フルタイム勤務又は短時間勤務を選択することができました。定年が65歳まで段階的に引き上げられることに伴い、移行期間はありますが、今後は再任用のフルタイム勤務は、全て定年延長に置き換わりますので、定年後に再任用となる方は短時間勤務だけとなります。定年が延長となりましたら61歳となる年度から役職定年制により、管理職は非管理職となり、定年延長を望まない方は短時間勤務の再任用職員となります。
本 田 委員		今現在、フルタイム勤務の再任用職員として働いている方は、改正後、短時間勤務となるのですか。
石原学校教育部次長		今現在、再任用職員の方は、暫定再任用職員となり、引き続きフルタイムで勤務することはできます。
山 崎 委員		定年延長の場合、給料はどうなりますか。
石原学校教育部次長		給料月額は61歳になる年度から7割水準となります。
教 育 長	委員	他に御意見、御質問等がありますか。
各 教 育 長	委員	ありません。
各 教 育 長	委員	それでは、議案第4号「旭川市教育委員会職員の特殊勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 教 育 長	委員	異議ありません。
各 教 育 長	委員	「異議なし。」と認め、議案第4号については、原案どおり決定します。
石原学校教育部次長		次に、議案第5号「旭川市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行細則の制定について」ですが、議案第6号「旭川市教育委員会の所管に係る旭川市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則の制定について」と関連する内容ですので、一括して説明願います。
石原学校教育部次長		個人情報の取扱いについては、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等においてこれまで別々の法律、条例によって運用されてきましたが、デジタル社会形成整備法の規定により、個人情報保護法が改正され、同一の法の規律によって、取り扱われることとなったため、本市において、現行の旭川市個人情報保護条例を廃止し、新たな法律の施行に関し必要な事項を定める旭川市個人情報保護に関する法律施行条例を

			<p>制定したところであります。</p> <p>それに伴い、旭川市教育委員会の所管に係る個人情報の取扱いについても、新たに法律施行細則を制定し、現行の規則を廃止するものでございます。</p> <p>なお、施行日は、令和5年4月1日としております。</p> <p>本案2件について、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、議案第5号「旭川市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行細則の制定について」及び議案第6号「旭川市教育委員会の所管に係る旭川市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
教 各 教	育 委 育	長 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第5号及び議案第6号については、原案どおり決定します。</p>
			<p>《 報 告 事 項 》</p>
教 学 校 教 育 部 長	育	長	<p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項(1)「旭川市議会経済文教常任委員会の報告について」、報告願います。</p> <p>令和5年1月25日に経済文教常任委員会が開催されました。</p> <p>まず、子どもの新型コロナウイルス感染症対策緩和を求める意見書の提出を求めることについて、民主・市民連合の江川委員から、令和4年11月下旬に文部科学省が発出した通知の内容について、学校における新型コロナウイルス感染症対策の今後の必要性などについて、質疑がありました。</p> <p>次に、旭川市学校給食費の改定について、民主・市民連合の江川委員、日本共産党の能登谷委員、無所属の横山委員、自民党・市民会議の高橋委員、公明党の中村委員から、小中学校におけるそれぞれの給食費の改定内容について、改定後の旭川市の給食費と道内他都市との比較について、食材の購入の仕方、加工品の使用について、食材費の高騰対策における今年度の取組について、給食費の無償化及び無償化した場合に必要となる金額について、市民合意について、令和6年度の公費負担の考え方などについて、質疑がありました。</p>
社 会 教 育 部 長			<p>学校教育部関係分については、以上でございます。</p> <p>引き続き、社会教育部関係分について御報告申し上げます。</p> <p>まず、旭川市民文化会館の整備の方向性について、日本共産党の能登谷委員から、現施設の当面の危険性に関わる点検状況について、建替えの間、使用する現施設の危険回避措置について、質疑がありました。</p> <p>次に、旭川市図書館電子書籍サービスの開始について、民主・市民連合の江川委員から、サービスの利用方法、サービス開始の周知について、質疑がありました。</p>
教 各 教	育 委 育	長 員 長	<p>社会教育部の報告は以上でございます。</p> <p>本案について、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(1)「旭川市議会経済文教常任委員会の報告について」は、報告を受けたこととします。</p>
辻 並 学 校 教 育 部 次 長			<p>次に、報告事項(2)「令和5年度旭川市確かな学力育成プランの策定について」、報告願います。</p> <p>本プランは、確かな学力の育成に向け、市内小中学校において重点的に指導する取組や、教育委員会が推進している事業等を体系的にまとめたものであります。</p> <p>はじめに、本プランの中心となる「確かな学力を育成する指導の重点」</p>

についてですが、重点の3つの柱である「学びを深める授業づくり」、「落ち着いた学級づくり」、「望ましい学習習慣づくり」と、それぞれの柱に3つの取組を示し、合わせて9つの取組を示しております。9つの取組については、令和4年度と変更はありません。いずれも、引き続き、本市の課題であると捉えていることや、学習指導要領で重視されている、③「主体的・対話的で深い学び」を実現する上で、大切であるとされている内容を踏まえて設定している取組であることから、今年度からの変更は行わず、次年度においてもICTを有効に活用しながら、9つの取組を進めてまいります。

次に、確かな学力育成に係る教育委員会による学校の教育活動支援や、家庭、地域との連携・協働の取組をまとめております。

「学校」の左下に記載しております「いじめの未然防止等に係る取組の推進と人権教育の充実」と、右下に記載しております「キャリア教育の充実」の2つについて、令和5年度のプランに新たに位置付けようと考えております。

「いじめの未然防止等に係る取組の推進と人権教育の充実」については、いじめに向かわない態度の醸成や、互いの人権や人格を尊重する態度を育むことが、「確かな学力を育成する指導の重点」の中央の柱、「落ち着いた学級づくり」の②「互いの考えを深めたり、広げたりすることができる人間関係づくり」の土台にもなると考えており、次年度は、これらの取組を一層充実してまいります。

また、「キャリア教育の充実」については、ここ数年、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、学校に外部講師を招くことや、学校外での職場体験や施設見学など、キャリア教育に関わる体験的な学習活動の実施が難しい状況でした。

しかしながら、今後、少しずつ感染症対策による教育活動の制限が緩和され、令和5年度は、体験的な学習活動を推進することが可能となっていくものと考えます。

令和5年度は、児童生徒が学習することと、自分の夢や将来との関係に意義を見いだすことができるよう、キャリア教育の充実に係る取組を一層充実させることにより、「確かな学力を育成する指導の重点」の右の柱、「望ましい学習習慣づくり」の②「生活習慣を見直し、計画的な自主学習に取り組みせる指導」にもつなげてまいりたいと考えております。

なお、本プランにつきましては、4月の校長会議及び教頭会議で周知に取り組むほか、教育指導課による学校訪問指導等において、各学校の取組状況について確認し指導助言を行うとともに、周知の徹底を図ってまいります。

教 育 長
近 藤 委 員

本案について、御意見、御質問等がありますか。

辻並学校教育部次長

研究学校指定事業等について、対象校はどのようにして選ばれるのですか。

例えば、令和5年度から開始されるICTを活用した学びのDX事業につきましては、既に実践が進められている学校に、市教委の方から依頼し、学校に了承していただき、指定したものとなっております。ほかの指定事業についても、同様に学校に依頼し、了承をいただき、指定しております。

本 田 委 員

内容については、優れていると思いますが、字数が多く、文字も小さいため、このまま各学校に掲示すると、見にくいと感じるため、学校掲示用として、簡便化したものを作成するなど工夫が必要だと思っております。

辻並学校教育部次長

掲示等に活用できるものも考えており、御指摘がありましたとおり、学校で特に重点的に取り組む内容が分かりやすいように、工夫したいと思っております。

本 田 委 員

私が学校訪問したところ、義務教育の9年間でどんな子どもを育てたいかと考えている学校が増えてきていると感じますので、是非そこは進めて

教 各 教	育 委 育	長 員 長	<p>いただきたいと思います。小学校と中学校が全く違う目線ではなく、連携をより深く考えていただくことが重要であり、また、これからの時代はそういう意識を持たないといけないと感じております。</p>
			<p>他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。</p>
			<p>それでは、報告事項（２）「令和５年度旭川市確かな学力育成プランの策定について」は、報告を受けたこととします。</p>
			<p>次に、報告事項（３）「令和６年旭川市２０歳を祝うつどいの開催について」、報告願います。</p>
岩崎社会教育部次長			<p>はじめに、開催日及び会場ですが、令和６年１月７日日曜日の開催とし、会場は例年どおり市民文化会館となっております。</p>
			<p>次に、時間ですが、新型コロナウイルス感染症の影響から令和３年及び令和４年は３部開催としていたところを、令和５年はイベント開催に係る規制が緩和されたため、午前の部、午後の部の２部構成としました。今年５月に、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に位置付けられることが決定しましたことから、令和６年においても、令和５年同様、２部開催としたいと考えております。</p>
			<p>また、開始時間につきましても、令和５年同様、１１時及び１５時とし、地区割も令和５年と同様としたいと考えております。つどいの詳細につきましては、改めて報告させていただきます。</p>
			<p>なお、開催日時や場所、地区割りについては、４月初旬に、ホームページ等により公表したいと考えております。</p>
教 各 教	育 委 育	長 員 長	<p>本案について、御意見、御質問等がありますか。 ありません。</p>
			<p>それでは、報告事項（３）「令和６年旭川市２０歳を祝うつどいの開催について」は、報告を受けたこととします。</p>
			<p>次に、報告事項（４）「第６回井上靖記念文化賞受賞者の決定について」、報告願います。</p>
文化振興課長			<p>第６回井上靖記念文化賞につきましては、令和５年２月定例教育委員会会議において推薦状況を報告したところであります。</p>
			<p>その後、２月１８日に東京都内で選考委員会を開催し、協議した結果、２６件の候補の中から、２名の受賞が決定いたしました。</p>
			<p>３月７日に新聞で報道されておりますが、第６回井上靖記念文化賞の受賞者は、詩人の吉増剛造氏であります。授賞理由は、１９７０年の「黄金詩篇」の刊行以来、半世紀以上に及ぶ詩作活動と、詩の朗読パフォーマンスの実践などにより、現代日本を代表する詩人との評価を受けているその業績に対してであります。</p>
			<p>また、井上靖記念文化賞特別賞の受賞者を、和光大学名誉教授で私塾「成城寺小屋講座」代表の山本ひろ子氏に決定いたしました。授賞理由は、厳密な古文書の読解により、中世日本の神話の世界を再発掘し、独自の神話学、神道学、宗教学を構築した業績に対してであります。</p>
			<p>贈呈式につきましては、５月２０日土曜日１５時からアートホテル旭川にて開催する予定です。また、贈呈式終了後に、受賞者による記念講演会を実施し、記念講演会終了後、祝賀会の実施も予定しております。詳細が決まりましたら、御案内させていただきます。</p>
教 本 文 化 振 興 課 教 各 教	育 委 育	長 員 長	<p>本案について、御意見、御質問等がありますか。 贈呈式等の開催はいつ以来となりますか。</p>
			<p>令和元年以来となります。</p>
			<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
			<p>ありません。</p>
			<p>それでは、報告事項（４）「第６回井上靖記念文化賞受賞者の決定について」は、報告を受けたこととします。</p>

教 各 事	育 委 務	長 員 局	《 そ の 他 》
			他に、何かありますか。 ありません。 ありません。
			《 秘 密 会 》
教	育	長	ここからは、秘密会といたします。 ここで皆さんにお諮りいたします。 議案第2号「中原悌二郎賞選考委員の委嘱について」、報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思っておりますが、いかがですか。
各 教	委 育	員 長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第2号、報告第1号、報告第2号、報告第3号、報告第4号及び報告第5号については、会議録には概要を記載することといたします。
			<議案第2号「中原悌二郎賞選考委員の委嘱について」> 令和5年4月1日から令和7年3月31日までを任期とする中原悌二郎賞選考委員を委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。
			<報告第1号「学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について」> 令和5年1月24日から同年3月31日までを任期とする学校運営協議会委員を任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。
			<報告第2号「中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命（臨時代理）について」> 令和5年3月3日から令和6年5月31日までを任期とする中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員を任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。
			<報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」> 令和5年2月1日から同年3月3日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。
			<報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」> 令和5年3月1日付けの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。
			<報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

	<p>令和5年1月24日から同年3月16日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p>
<p>教 育 長 辻並学校教育部次長</p>	<p>次に、報告事項（5）「(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案に対する意見提出手続の結果について」、報告願います。</p> <p>本条例につきましては、令和5年2月定例教育委員会会議において御審議いただいた骨子案に対しまして、令和5年2月18日から同年3月19日までの間、意見提出手続を実施いたしました。</p> <p>意見提出手続における意見の数は、27件でございました。総じて、条例の制定自体に反対する意見はなく、条例を制定することに対しては、肯定的な意見が大部分でありました。</p> <p>今後のスケジュールでございますが、これらの意見について、関係する市長部局等と協議し、条例案に具体的にどのように反映させるのかなど、考え方を整理した上で、条例案をまとめ、4月定例教育委員会会議において、御審議いただきたいと考えております。また、「寄せられた御意見と旭川市教育委員会の考え方」につきましては、意見提出者に回答するとともに、市のホームページに掲載し、公表いたします。その後、総合教育会議、6月の議会審議等を経て、7月の条例施行を目指してまいります。</p>
<p>教 育 長 本田委員</p>	<p>本案について、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>条例制定に対し、前向きな意見が多かったと感じますが、何より子どもたちにとってより良い条例であることを示せることが大事だと思えます。学校、保護者、地域などの総力で子どもを守るということを、理解してもらえるようにすることが大切だと思えます。</p>
<p>教 育 長 各委員 教 育 長</p>	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（5）「(仮称)旭川市いじめ防止条例骨子案に対する意見提出手続の結果について」は、報告を受けたこととします。</p>
	<p>《 そ の 他 》</p>
<p>教 育 長 各委員 教 務 局 長</p>	<p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、以上で令和5年3月定例教育委員会会議を終了いたします。</p>
	<p>《 閉 会 》</p>